資料５

# 第5次小金井市こども読書活動推進計画

# （案）

令和９年　月

小金井市教育委員会

## はじめに

子ど
を
学



後日、教育長コメントを挿入

（R9、１月末頃までに）

市
図
市民
の皆様

小金井市教育委員会教育長　大熊雅士

# 第１章　第５次小金井市こども読書活動推進計画の策定に当たって

## １　これまでの経過について

小金井市（以下「市」という。）では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成１３年法律第１５４号。以下「法」という。）に基づき、平成１６年度から平成２０年度までの５年間を計画期間とする「小金井市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、計画期間が終了する平成２０年度において、引き続き市のこども[1]の読書活動推進のために、平成２１年度から平成２５年度までの５年間を計画期間として「第２次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第２次計画」という。）」を策定しています。

この後、第２次計画の上位計画となる第２次小金井市生涯学習推進計画が、さらに上位計画である第４次小金井市基本構想・前期基本計画との計画期間のずれを解消するため、平成２７年度まで延伸されたことを受け、第２次計画についても計画期間を２年延伸し、平成２７年度まで延長することとなりました。

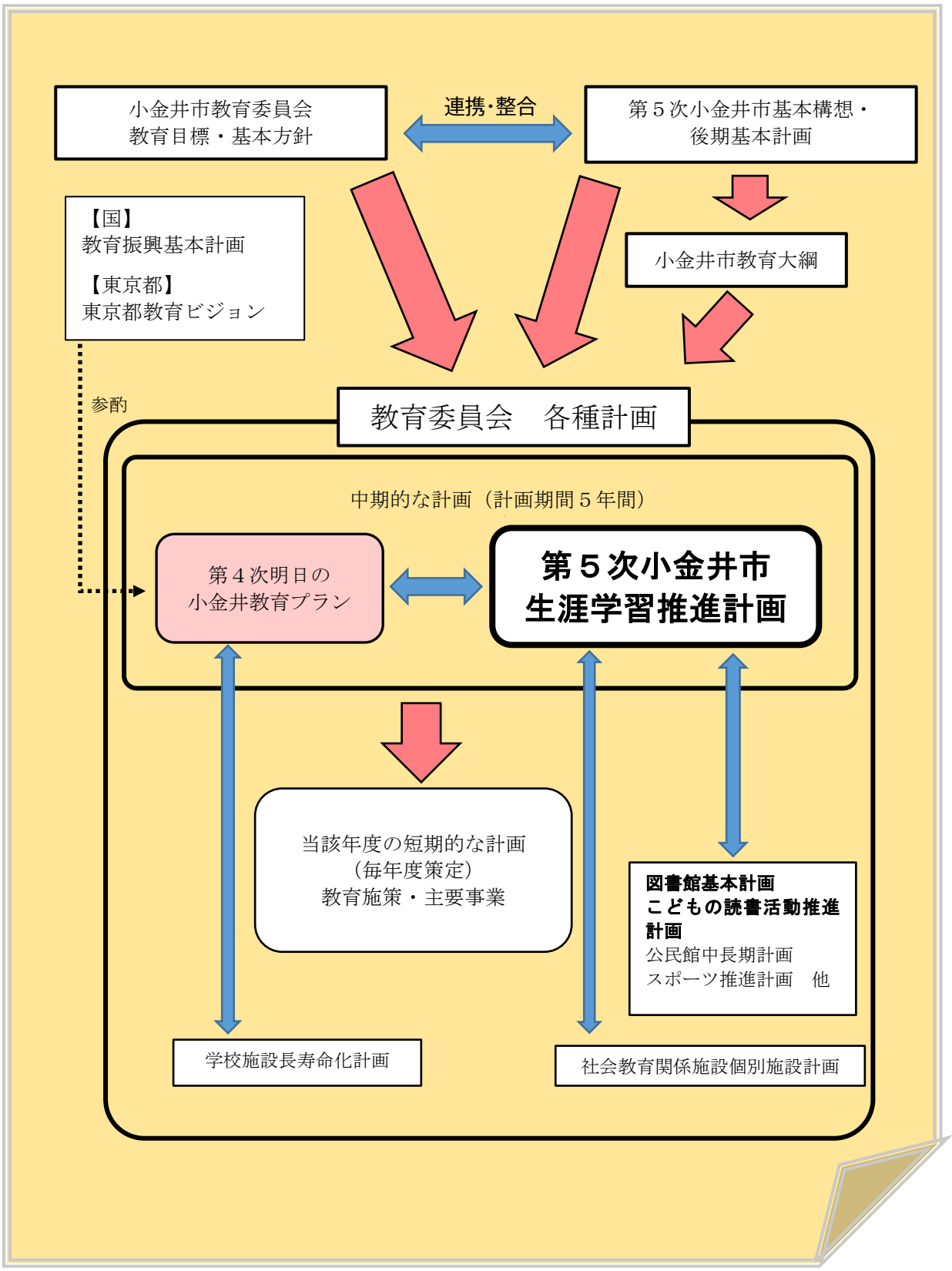
続く「第３次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第３次計画」という。）は、平成２８年度から令和２年度までの５年間の計画として策定し、年齢に応じた取組を行ったほか、学校、保育園などのこどもと関わりのある機関との連携強化に努め、特に、市内各小学校等への図書の団体貸出については、貸出パックを導入するなどの制度の見直しを図ることとしました。また、令和３年度に開催予定の東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて関連した読書活動などを新たに実施しました。

令和３年度を初年度とする「第４次小金井市子ども読書活動推進計画」（以下、「第４次計画」といいます。）は、当初、計画期間を令和３年度から令和７年度までとしたところですが、第２次計画と同様に第５次小金井市生涯学習推進計画及び第五次東京都子供読書活動推進計画の内容を反映させるため、計画期間を令和８年度まで１年延伸し、延べ４７の事業を選定の上、年度ごとに進捗状況の把握に努めながら計画全体の進行管理を行ってきました。

---

[1] 本計画における「こども」は、０歳からおおむね１８歳以下を指すこととします。
１）　乳幼児：０歳から７歳未満の小学校就学前のこども
２）　小学生・中学生：小学校、中学校などに通う世代のこども
３）　ＹＡ（ヤング・アダルト）世代：おおむね１２歳から１８歳までの青少年期世代のこども
なお、こども基本法（令和４年法律第７７号）及び東京都こども基本条例（令和３年条例第５１号）が施行されたことに伴い、本文中の表記は「こども」としています。

■教育目標・基本方針・各計画・教育施策の体系図



今回策定する第５次小金井市こども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）は、法第９条第２項の規定に基づき、市におけるこどもの読書活動の推進に関する施策の方向性及び取組を示すものです。本計画の策定に当たっては、国が定める第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和５年３月）及び東京都が策定した「第五次東京都子供読書活動推進計画」（令和８年３月）の内容を参考としています。

また、小金井市教育委員会の教育目標及び方針である以下の内容を踏まえて策定しています。

## 小金井教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

このため、学校には、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓(ひら)き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。

また、生涯学習においては、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

小金井市教育委員会は、この教育の目的と理念を尊重し、以下の「教育目標」に基づき、第５次小金井市基本構想を踏まえ、積極的に教育行政を推進する。

小金井市教育委員会は、全ての子どもが、主体的に学び合い、多様性を包摂し、創造力豊かに未来を切り拓くことを願い

- ○　よりよい未来の創造を目指し、主体的に学び、多様な人々と協働して課題を解決する人の育成
- ○　自分を肯定的に捉え、一人一人の個性を生かし、自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成
- ○　地域･家庭･学校が未来を生きる子どもの姿を共有し、その子らしさを最大限に引き出す教育を目指し、学校教育を推進する。
  　また、全ての市民が学びを通じて豊かな人生を送り、一人一人の成長が社会全体の発展につながるよう
- ○　全ての市民に、魅力ある学びの機会を提供
- ○　学びを通じた個々の能力向上と社会参加の促進
- ○　気軽に参加できる文化・スポーツ活動の充実と地域連携の強化を目指し、生涯学習を推進する。

令和８年３月２５日　小金井市教育委員会可決

## 小金井教育委員会の基本方針

【基本方針１】未来を創造する力の育成
　グローバル社会の変化を捉え、ＩＣＴを活用しながら主体的に学び、多様な人々と協働して新しい価値を生み出す人を育てる教育を推進する。

【基本方針２】自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成
　自分らしさを大切にし、互いの違いを理解し、認め合い、尊重し、共に生きる人を育てる教育を推進する。人々と協働して新しい価値を生み出す人を育てる教育を推進する。

【基本方針３】地域・家庭・学校が協働し、その子らしさを引き出す教育の推進
　地域・家庭・学校が協働し、小金井市の特色を生かして子どもを見守り、育てる教育を推進する。

【基本方針４】学びを通じた豊かな人生の実現と知の循環による生涯学習の推進
　市民が自ら学び、文化・スポーツなどへの参加を通じて豊かな人生を送るための機会の充実を図り、個々の成果の広がりが、やがて「まち」を豊かにする生涯学習を推進する。

（令和８年３月２５日　小金井市教育委員会可決）

市における子どもの読書活動推進計画は、第３次計画において乳幼児、小学生・中学生、ＹＡ（ヤング・アダルト）世代及び特別な支援を必要とするこどもたちを主眼に策定した後、第４次計画では、上記の視点に加え「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」に沿って、施設別での取組を示すものとし、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成２７年２月）の内容を参考としました。

## ２　「第４次小金井市子ども読書活動推進計画」の取組及び成果

第４次計画では、７つの取組を設定の上、毎年度施策の実施状況を点検し、進捗状況の確認に努めてきました。今回、次期計画を策定するに当たり、令和７年度までに取り組んだ各種事業について自己評価を行い、評価の理由について記載しました。

「事業実績自己評価」評価基準については、以下の５つに区分しています。

Ａ　おおむね計画どおりに事業を運営することができ、今後も継続すべき事業である。

Ｂ　おおむね計画どおりに事業の運営をすることができたが、今後、改善・検討を要する事項がある。

Ｃ　計画どおりに事業を運営することができず、事業の見直しが必要である。

Ｄ　事業完了の効果が認められ、発展的に取組を解消する。

Ｅ　事業完了の効果が確認できず、これ以上の取組を終了する。

なお、毎年度の進捗状況は、小金井市立図書館ホームページに掲載しています。

以下に、第４次計画の５年間の取組について、「事業実績自己評価」の結果とその理由について記載します。

### ⑴　家庭・地域の取組（２事業）

**【事業実績自己評価】**

Ａ

**【主な取組】**

健康課（令和５年度以降は、こども家庭センター）において、集団検　診など乳児と保護者の方が多く集まる機会を活用し、ブックスタート事業を推進しました（令和６年度は、健康診査を２４回実施し、受診者８６０人に絵本を配布）。また、ＹＡ（ヤングアダルト）世代の読書活動を推進するため、図書館において各種の「おすすめ本リスト」等を配布し、図書館ホームページでは「ＴＥＥＮの部屋」コーナーをトップページに常設しました。さらに、図書館北分室では、ビブリオバトルを開催するなど、地域との交流を積極的に行いました。

**【評価の理由】**

前述の事業は、おおむね好評を得ており、この他に「団体貸出し」の利用も増えていることから、自己評価をＡとしました。

## ⑵　図書館の取組（１４事業）

**【事業実績自己評価】**

B

**【主な取組】**

各館の児童書コーナーでは、季節に合わせた展示を行うなど、図書館に来館するこどもたちが親しみを感じてもらえるような児童コーナー運営に努めました。

また、０歳児から２歳児までと保護者を対象としたおはなし会（ととけっこうの部屋）の開催回数を増加したほか、「りんごの棚」の設置、図書館職員の学校訪問、中学生の職場体験の積極的な受け入れ、団体貸し出しパックの活用、リサイクル図書の頒布会の実施などを行いました。

**【評価の理由】**

計画の中で予定された事業は、おおむね順調に実施されており、市民や事業者の方々からも高い評価を受けています。ただし、利用が集中する１学期に団体貸出パックが不足するなどといった事例が生じることもあり、改善・検討を要する事項もあることから、自己評価を「Ｂ」としました。

## ⑶　学校・学校図書館の取組（５事業）

【事業実績自己評価】

A

【主な取組】

市立小・中学校では、年間指導計画に読書活動推進計画を位置づけ、各校の工夫により、こどもたちが読書の楽しさを実感する機会の充実に努めました。また、学校図書館支援員を各校に配置し、学校図書館の円滑な運営に努めました。

【評価の理由】

こどもたちの成長段階に応じて、各校の工夫により始業前の読書時間の導入などを行ったほか、学校図書館の蔵書数の増加や職場体験での図書館利用など、こどもの読書環境は向上しているものと考えられます。このため、自己評価を「Ａ」としました。

## ⑷　読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組（５事業）

**【事業実績自己評価】**

A

**【主な取組】**

庁内における生涯学習分野の連携では、生涯学習課が所管する放課後子ども教室で積極的に図書館を利用したほか、公民館の主催講座では、講座に関連した図書の紹介などを行いました。また、社会教育委員の会議、公民館運営審議会、

スポーツ審議会及び図書館協議会が合同で研修会を行うなど、生涯学習分野での庁内連携を深めています。

**【評価の理由】**

第４次生涯学習基本計画の評価においては、庁内各課の連携について高い評価をいただいており、令和８年３月に策定した第５次生涯学習基本計画では、施策３として「学びとつながりを支える基盤の整備」が位置づけられ、今後も本市の生涯学習活動の充実にむけた庁内の連携が期待されています。このため、自己評価を「A」としました。

## ⑸　子どもと関わりのある諸機関の取組（１１事業）

**【事業実績自己評価】**

A

**【主な取組】**

市内の保育所では、絵本や物語を取り入れた保育活動を実施しているほか、学童保育施設や児童館などでも地域の関係団体と協力し、紙芝居やおはなし会を開催しました。また、こども家庭センターでのおはなし会やボランティアの皆さんのご協力のもとで行っている「ブックスタート事業」をはじめ、乳・幼児期に読書を身近に感じられる環境づくりを各機関が積極的に推進しました。

**【評価の理由】**

こどもと関わりのある各機関では、こどもと読書をつなぐ活動に積極的に貢献され、職員やボランティアの皆さんのご協力により、こどもたちは日常の生活の中でいつでも、どこでも本に触れることができます。今後も引き続き関係者の皆様からのご協力が期待できることから、自己評価を「A」としました。

## ⑹　啓発・広報などの推進（８事業）

**【事業**実績自己評価】

B

**【主な取組】**

図書館では、こども達の年代別におすすめ本を紹介するブックリストや地域資料の作成などを行ったほか、ＳＮＳやホームページなどで各種イベントの告知などを行ってきました。また、市立小・中学校では、児童・生徒を対象に読書感想文コンクールを行い、読書の楽しさを実感することや表現力の伸長を図ること等に努めました。

**【評価の理由】**

図書館から発する啓発・広報活動の取組については、一定の効果が認められるところですが、より多くのこどもたちに図書館へ来館していただくためには、改

善点が全くないわけではありません。今後は、新たな媒体やプッシュ型のイベント周知などを検討する必要があることから、自己評価を「Ｂ」としました。

### ⑺　オリンピック・パラリンピック啓発・広報などの推進（２事業）

**【事業実績自己評価】**

Ｄ

**【主な取組】**

図書館を中心にオリンピック･パラリンピックに関連した蔵書を増やすことができ、競技種目についての解説や選手の伝記などを配架しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響下での開催となった経過についても参考文献の収集に努めました。

**【評価の理由】**

児童書コーナーに配架した関連種目の解説やルールの説明に関する本などは、こどもたちが調べもの学習に使用する姿が多く見られます。また、オリンピアンの体験談などは、貴重な資料として今後も保存していく予定です。東京オリンピックのレガシーを後世に伝える資料が多く現存することを評価するとともに、今後もオリンピックに関する文献を適時収集していく方針であるため、自己評価をＤとしました。

## ３　こどもの読書活動を取り巻く環境（国・東京都が策定した計画など）

国は、令和５年３月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「国の第五次計画」という。）を策定し、①不読率（１か月に１冊も本を読まなかった子どもの割合）の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進を基本的方針と定めました。このうち、不読率については、令和４年度末までに小学生２％以下、中学生８％以下、高校生２６％以下となるよう目標を設定しましたが、令和４年度調査では、小学生６．４％、中学生１８．６％、高校生５１．１％といずれの学校段階でも数値目標は達成されていません。また、前計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性が指摘されています。

他方、東京都は、令和３～７年度を計画期間とする「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、４つの目標を掲げ取組を推進しました。続く「第五次東京都子供読書活動推進計画（計画期間：令和８～１２年度）」（以下「東京都第五次計画）という。）では、①発達過程に合わせた読書習慣の形成、②デジタル技術を活用した取組の充実、③多様な子供たちの読書機会の提供、④子供の視点に

立った読書活動の推進を基本方針と定めています。

また、東京都第五次計画では、読書の対象が「本計画では新たに漫画、雑誌、図鑑等も対象とし、本の形態には電子書籍に加え、オーディオブックも含む」とされました。

## ４　今後の市の課題

市では、国の第五次計画及び東京都第五次計画を基本とし、市におけるこどもの読書活動推進の状況等を踏まえ、以下のとおり課題を設定します。

### ⑴　不読率の改善（図書館）

不読率は、令和６年度東京都調査においても、小学５年生７．４％、中学２年生１１．６％各学年とも不読率は上昇傾向にあります。

市においても、令和８年１月に小学５年生及び中学２年生を対象に、調査を行ったところ、小学５年生１３．１％、中学２年生１３．７％と同様の傾向が見られ、こどもたちの不読率の改善は、市にとっても重要な課題であると言えます。

このため、全ての学校段階に向けて、読書活動の魅力を伝える施策を推進し、就学前であっても印象に残る読書体験ができるよう情報提供を行うなど、読書がより一層身近なものとなるよう読書環境の整備に努めます。

### ⑵　就学前児童の読書機会の確保（図書館）

こどもが自主的に図書を読むためには、乳幼児の段階から図書に触れる機会を増やし、読み聞かせなどを通じて習慣的に本に親しむことが重要です。

このため、保護者から乳幼児へ読み聞かせをすることの大切さについての周知に努めるほか、こどもたちの読書環境の充実に向け、図書館、保育園、児童館、こども家庭センターなどの公共機関との連携・協力を進める必要があります。

今後も、地域関係団体と協働しておはなし会等を実施するほか、小金井市教育研究会、学校読書活動推進委員会等との交流を深め、情報交換会等を通じて課題の共有化を図ります。

このほか、地域の皆様の協力をいただきながらこどもの読書活動の充実にも努めていきます。

### ⑵　小学校期間における読書習慣の定着（図書館）

こどもたちの読書習慣の定着を図るためには、比較的時間にゆとりがある小

学生時代に本と親しむ機会をしっかりと用意することが有効です。このため、市立図書館では、こどもたちに人気のあるシリーズ本の配置やこどもたち自身による書評を掲出するなどの読書機会を充実させる取組を推進します。

また、この時期は、こどもたちができる限り多くの本に実際に触れ、思う存分、乱読することを繰り返しながら、こどもたちの「好き」を尊重することが重要な時期でもあります。「あの本、読んだことある！」、「このキャラ、おもしろかった！」など何気ない会話が、こどもたちの自己肯定感を高めることにもつながります。市では、わくわくが広がる読書活動を積極的に支援していきます。

### ⑷　ＹＡ世代の利用率の向上（図書館）

読書離れは、年齢が上がるにつれ顕著になる傾向があります。特に、ＹＡ世代と呼ばれる中学生・高校生になると読書を楽しむ時間が急激に減少していきます。

この時期に出会う本は、その後の人生における夢への始まりであったり、一生忘れることのできない本との出会いなど、こどもたち一人一人にとって、貴重な経験となることも少なくありません。

市立図書館では、自由で開放的な雰囲気の中で、図書とこどもを結び、読書の楽しみを伝えるとともに、こども自身が自立した読書・図書館利用者となるよう支援を行います。

特に、進学、就職、部活などで図書を読む時間の確保が困難な時期であるＹＡ世代については、ＹＡ世代が興味を持って読めるような図書が身近にある環境を整え、休息としての読書の啓発等を通じて利用率の向上を目指します。

### ⑸　多様なこどもたちの読書機会拡充への支援（図書館）　【読書ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ】

読書に困難を抱えるこどもたちへの支援として、読書環境の充実を図ることは、公立図書館の使命でもあり、障がいのあるこどもたち、日本語を母語としないこどもたちなど、多様なこどもの可能性を引き出すために読書環境の整備・充実が必要です。

市立図書館では、多様性を包摂する社会の実現を目指す趣旨から、スウェーデンで始まった「りんごの棚」事業に倣い、点字絵本、大活字本、ＬＬブックなどの資料の充実に努め、読書バリアフリーの拡充を推進します。

### ⑹　学校図書館及び読書活動と関わりのある生涯学習部署との連携
### （指導室、学務課、生涯学習課、公民館）

市内の公立小・中学校では、各教科における学習活動を通じて、目的に沿っ

た図書の活用により、児童・生徒が図書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるように支援を行います（指導室、学務課）。

また、引き続き放課後子ども教室で、こどもと本を結ぶ取組を行うほか、公民館各館と連携して共催事業等を行い、効果的にこどもの読書活動の推進を図る必要があります（生涯学習課、公民館）。

### ⑺　デジタル社会に対応した読書環境の整備（小・中学校、図書館）

こどもの読書環境を取り巻くデジタル社会の進展は、急速に広がっており、ＧＩＧＡスクール構想等の進展、電子書籍の普及など、緊急時等を含む多様な状況における情報資源へのアクセスが可能となっています。

市立図書館では、令和８年度に図書館本館に公衆無線ＬＡＮを設置するなど、読書活動におけるデジタル社会に対応するための取組を進めてきましたが、残念ながら十分とは言えません。このため、今後もデジタル社会に対応した読書環境の整備に努めていく必要があります。

## 第２章　第５次小金井市こども読書活動推進計画の基本的な考え方

### １　目的

本計画は、法第２条に規定される基本理念に基づき、こどもたちの興味、関心及び時代の変化に応じた多様な読書活動を進め、一人一人のこどもが主体的に読書に取り組めることを目指し、こどもたちの健やかな成長につながることを目的として策定しました。

### ２　計画の対象

この計画の対象は、主に０歳からおおむね１８歳までの「こども」とします。

### ３　基本方針

本計画では、東京都第五次計画（令和８年３月）との整合を図り、関係施設との連携に留意しながら、市が今後５年間に取り組む基本的な方針を以下のとおり定めます。

なお、本計画は市立図書館が主体となり、庁内に設置した小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会及び同作業部会の開催によって関係各課と協議の

上、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という）に報告を行い、御意見をいただきながら策定しました。

また、この計画における各種の取組の進捗状況については、庁内検討委員会及び作業部会が点検を行った後、協議会へ報告を行うなど重層的に御意見をいただきながら計画全体の進行管理を行います。

**【基本方針】**

**⑴　一人一人の状況を踏まえた読書活動を支援し、発達過程に合わせた読書習慣の形成を目指します。**

**⑵　読書をきっかけとしたＡＩ等の活用、読書に関するコミュニケーション、一人１台端末を活用した学校図書館の利用促進などを支援します。**

**⑶　全てのこどもに等しく読書環境が提供できるよう、多様なニーズを踏まえ、より一層、読書環境の整備・充実を図ります。**

**⑷　こどもの意見やアイデアを取り入れる機会の拡充を目指し、こども自身が主体となった読書活動の支援を推進します。**

## ５　計画の期間

この計画は、令和９年度から令和１３年度までの５年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。



# 第３章　第５次小金井市こども読書活動推進計画を推進するための取組

## １　家庭における読書活動の支援（事業№.１～４）

こどもの読書習慣は、日常の生活を通じて「本と出会う」ことや「読書は楽しい」という経験が重層的に実現されることで培われていきます。保護者をはじめ兄弟や周囲の大人たちの読書習慣は、こどもたちに与える影響も大きいと考えられており、自らの生活を豊かにするとともに、読書をする姿そのものがこどもの読書への関心を高めるきっかけともなります。このため、市では、主に乳児期における読書活動を支援します。

## ２　学校・保育所等における読書活動の推進（事業№.５～２０）

多くのこどもたちが長い時間を過ごす学校や保育所等では、こどもたちが興味や関心をもって読書に親しむ環境づくりが重要です。市では、こどもたちの有意義な読書活動を支援するため、家庭での取組とともに学校や保育施設等での読書環境の充実に努めます。

## ３　地域における読書活動の推進（事業№.２１～３２

こどもたちの読書活動の推進は、市立図書館が中心となって展開することとなりますが、地域文庫やボランティア団体、公民館や児童館など、こどもたちが日常的に集う施設でも、積極的な展開が期待されています。ボランティア団体が主催するおはなし会や公民館と連携したビブリオバトルの開催など、各機関にご協力をいただきながら、こどもたちの身近にはいつも本がある環境づくりを推進します。

## ４　読書活動の推進のための新たな視点（事業№.３３～３６）

こどもの読書活動を効果的に推進するためには、施策の方向性や取組の具体化を図るほか、こどもたちを取り巻く環境の変化に応じて、実効性を高めていく必要があります。また、地域の実情を踏まえながら専門的知識をもった職員の育成や関係者各位の資質の向上が常に求められ、良質なサービスをこどもたちに提供し続ける必要があります。市では、新たな視点も考慮しながら「こども読書活動推進計画」の進捗管理を行い、あらゆるこどもたちの読書活動を支援していきます。

# 【第４章】　第５次小金井市こども読書活動推進計画事業一覧

## １　家庭における読書活動の支援

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | ０歳児から２歳児と保護者向けおはなし会の実施 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>絵本などを媒体としたコミュニケーションの大切さを啓発するために、0歳児から2歳児までと保護者の方々を対象としたおはなし会を継続的に実施します。 | | |
| | 【事業内容】<br>０歳児から２歳児までと保護者向けおはなし会を実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 | 地域文庫やサークルなどへの支援の充実 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>地域でおはなし会などの図書に関わる活動に携わっている地域文庫やサークルの方々の活動を支援するため、団体貸出のサービスを実施します。 | | |
| | 【事業内容】<br>おはなし会を実施しているボランティア団体への資料の提供 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | 家庭での読書による親子コミュニケーション支援 | 所管課 | 保育課 |
| | 【事業目標】<br>各保育園が発行する「園だより」や「クラスだより」等を通じて、読書から始まる親子のコミュニケーションを支援します。 | | |
| | 【事業内容】<br>各保育園が発行する「園だより」などを通じて、おすすめ本等の紹介を行います。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | ブックスタート事業の推進 | 所管課 | こども家庭センター |
| | 【事業目標】<br>３～４か月児健診の機会を活用し、絵本による親子のコミュニケーションを推奨するブックスタート事業を推進します。 | | |
| | 【事業内容】<br>ブックスタート事業の幅広い周知 | | |

## ２　学校・保育所等における読書活動の推進

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | 読書環境の整備・充実 | 所管課 | 保育課 |
| | 【事業目標】<br>市内各保育園の図書増冊を目指しながら、こどもが自ら読書に関心を持てるよう、年齢や季節に応じた図書の配置を行うなどの環境整備に努めます。また、各保育園の実情に応じて絵本の貸出を行い、家庭での読書環境の充実に努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>各保育園の配置図書の増冊や季節展示の実施、各園での絵本の貸出など | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 | 家庭での読書による親子コミュニケーション支援 | 所管課 | 保育課 |
| | 【事業目標】<br>各保育園が発行する「園だより」や「クラスだより」等を通じて、読書から始まる親子のコミュニケーションを支援します。 | | |
| | 【事業内容】<br>各保育園が発行する「園だより」などを通じて、おすすめ本等の紹介を行います。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 7 | 図書を活用した保育活動の推奨 | 所管課 | 保育課 |
| | 【事業目標】<br>絵本、物語を取り入れた保育を行い、こどもたちが本を身近に感じる環境整備に努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>絵本や紙芝居、大型絵本などを活用したおはなし会など園児の興味を引く保育の推進。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8 | 各学校図書館の整備 | 所管課 | 指導室 |
| | 【事業目標】<br>蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置などを行います。また、学校関係者との情報交換を行い、蔵書の充実を図ります。 | | |
| | 【事業内容】<br>学校図書館の図書資料の充実<br>推薦図書コーナーなどの展示や装飾の充実<br>蔵書の充実や学校図書館の環境整備など、学校関係者間で情報交換を実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 9 | 学校図書館支援員の配置 | 所管課 | 指導室 |
| | 【事業目標】<br>学校図書館支援員を配置し、学校図書館が円滑に運営できるよう努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>学校図書館支援員の配置<br>学校図書館支援員と教諭の連携によるこども読書活動支援 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 10 | 読書をする機会の工夫と充実 | 所管課 | 指導室 |
| | 【事業目標】<br>図書に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が図書に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実を目指します。 | | |
| | 【事業内容】<br>始業前などを活用した読書時間の確保<br>読書週間・読書旬間を活用した読書の機会の充実 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 11 | 読書活動推進計画の整備 | 所管課 | 指導室 |
| | 【事業目標】<br>年間指導計画に位置付け、前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成することにより、充実した読書活動ができるようにします。 | | |
| | 【事業内容】<br>読書活動推進計画の策定<br>読書活動推進計画の改善 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 12 | 学校図書館における広報活動 | 所管課 | 指導室 |
| | 【事業目標】<br>児童・生徒に対して学校図書館での様々な活動や図書に関する情報を周知して、児童・生徒の声を生かした図書の紹介活動を各校で工夫して行います。 | | |
| | 【事業内容】<br>児童・生徒の声を生かした図書の紹介活動の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 13 | 読書感想文コンクールの実施 | 所管課 | 指導室 |
| | 【事業目標】<br>読書感想文コンクールを通して、児童・生徒が読書に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、すばらしさを体験させ、読書に対する意欲の喚起と読書の習慣化を図るとともに、児童・生徒が読書後の印象や感動を文章で表現することにより、表現力の伸長を図ることに努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>「読書感想文コンクール」の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 14 | 地域との連携 | 所管課 | 指導室 |
| | 【事業目標】<br>ボランティアなど、地域の人材の協力を得るよう働きかけ、学校図書館の充実を図ります。 | | |
| | 【事業内容】<br>学校での地域ボランティアによるブックトークやおはなし会などの読書活動の充実<br>学校図書館の図書整理業務や図書修理業務への地域ボランティアの活用 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 15 | ３歳から小学校低学年向けおはなし会の充実 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>図書や物語の世界に親しんでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるよう、３歳児から小学校低学年向けにおはなし会を実施します。 | | |
| | 【事業内容】<br>３歳児から小学校低学年向けに定期的なおはなし会の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 16 | 読書に困難を抱えるこどもへのサービスの充実 | 所管課 | 図書館<br>【読書ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ】 |
| | 【事業目標】<br>日本語を母語としないこどもや、特別な支援を必要とするこどもの豊かな読書活動の支援のため、外国語絵本や点字絵本などの蔵書の充実を図るとともに、必要な体制について検討します。 | | |
| | 【事業内容】<br>点字絵本やＬＬブック（やさしく読みやすい本）など読書に困難を抱えるこども向けの図書の充実<br>外国語絵本など日本語を母語としないこども向けの図書の充実<br>配慮が必要なこどもが図書館を利用するためのサービスを検討 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 17 | こどもたちによる図書館運営への参加機会の拡充 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>図書館への親しみを感じてもらうため、ＹＡサポーターの活動の充実を図るとともに、図書館見学や職場体験の積極的な受入れを行います。また、様々な図書への興味を誘引するため、季節展示やテーマ展示の充実に努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>ＹＡサポーターの活動支援の充実<br>図書館見学や職場体験の受入れ態勢の整備<br>魅力ある館内展示の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 18 | 市内保育所、幼稚園、学校等などへの団体貸出の充実 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>団体利用しやすい環境の整備に努め、団体貸出専用パックの充実などに努めます。また、授業等で必要とする資料の提供を支援します。 | | |
| | 【事業内容】<br>団体貸出専用パックの充実<br>調べ学習用資料に係る蔵書構成の研究<br>学校等への団体貸出サービスの安定的な運営 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 19 | 市内学校等への訪問活動の実施 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>図書館に親しみをもってもらうため、市内の学校や小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設へ図書館員が訪問し、おはなし会やブックトーク等を実施します。 | | |
| | 【事業内容】<br>小学校１年生向けに学校訪問の実施<br>小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設への訪問 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 20 | 図書館資料の再活用 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>図書館の除籍資料や寄贈図書の有効活用を目指し、市内の保育施設及び幼稚園、学校、地域ボランティアにリサイクル図書を提供します。 | | |
| | 【事業内容】<br>定期的なリサイクル図書頒布会の実施 | | |

## ３　地域における読書活動の推進

| | | | |
|---|---|---|---|
| 21 | 図書に親しむ機会の提供 | 所管課 | 自立生活支援課<br>【読書ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ】 |
| | 【事業目標】<br>児童発達支援センター等において、閲覧用図書の整備やおはなし会を実施し、支援を必要とするこどもたちが図書に親しむ機会の充実に努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>利用者の特性に応じた閲覧用図書の充実<br>発達段階に応じたおはなし会の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 22 | ひろば事業の読書環境の充実 | 所管課 | こども家庭センター |
| | 【事業目標】<br>親子あそびひろば（ゆりかご）内の図書コーナーの充実を図ります。 | | |
| | 【事業内容】<br>こどもの年齢や季節などを考慮した絵本等の配置 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 23 | 読書環境の充実等 | 所管課 | 児童青少年課 |
| | 【事業目標】<br>各館、各所の読書活動の実態に合わせた図書コーナーの整備を図ります。また、児童館において、地域の関係団体と連携し紙芝居やおはなし会を実施していきます。 | | |
| | 【事業内容】<br>来所する児童の意見を取り入れるなど、児童館等における魅力ある蔵書の整備<br>ボランティア団体によるおはなし会の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 24 | 図書に触れるきっかけ作り | 所管課 | 生涯学習課 |
| | 【事業目標】<br>放課後子ども教室において、ボランティアなどの協力を得ながらこどもの読書活動を推進します。 | | |
| | 【事業内容】<br>放課後子ども教室を活用した、こどもたちによる主体的な読書活動の支援 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 25 | 読書活動団体への支援 | 所管課 | 生涯学習課 |
| | 【事業目標】<br>読書活動を行っている団体などへの支援を実施します。 | | |
| | 【事業内容】<br>読書活動支援団体などの社会教育団体への支援の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 26 | 公民館と図書館の連携 | 所管課 | 公民館 |
| | 【事業目標】<br>公民館と図書館が連携・協力し読書活動推進に向けた講座の開催に努め、様々な機会を通じて講座に関連する図書の紹介を行い、こどもの読書活動の周知、啓発を推進します。 | | |
| | 【事業内容】<br>公民館と図書館の連携事業の実施<br>公民館主催講座で講座関連図書紹介の実施<br>読書活動の関連する広報の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 27 | 成長段階に合わせた図書の提供 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>こどもの成長に合わせた蔵書構成を保つため、図書購入費を維持し、又は必要に応じて増額し、魅力ある選書及び図書購入を行います。また、こどもたちによる書評掲出の充実を図ります。 | | |
| | 【事業内容】<br>児童用図書の充実<br>「おもしろかった本　おしえて」コーナーの充実 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 28 | 地域ボランティア団体との協働 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流を図り、ボランティア団体の活動支援を行うとともに、図書館においてボランティア団体によるおはなし会を実施することで、図書館とボランティア団体が協働してこどもたちが図書に触れる機会の充実に努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>ボランティア団体への講習会等の実施<br>ボランティア団体への団体貸出の実施<br>ボランティア団体によるおはなし会の実施 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 29 | ブックリストの作成 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>乳児（赤ちゃん用）や小学生、ＹＡ世代を対象に「おすすめ本リスト」を作成し、こどもたちに読んでもらいたい図書の紹介を行い、児童コーナーやホームページなどで情報を発信します。 | | |
| | 【事業内容】<br>「読み聞かせ絵本リスト」の配布<br>「赤ちゃん向け」や「小学生向け」、「ＹＡ世代向け」におすすめ本リストの作成・配布 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 30 | 児童用地域資料の作成 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>児童が、市について調べる際の参考に資するため、地域資料のパスファインダーの作成に努め地域の調べ学習に活用します。 | | |
| | 【事業内容】<br>「小金井わくわくたんていだん」の作成等 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 31 | インターネットや電子図書館の拡充 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>インターネットを活用し、２４時間貸出し可能な電子図書の拡充などに努めるほか、オーディオブックの導入など、新たなコンテンツの導入を図ります。 | | |
| | 【事業内容】<br>図書館サービス（こどものページ、ＹＡのページ）を利用した電子図書館の拡充<br>ＳＮＳでの情報発信や新たなコンテンツの導入 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 32 | 読書に関するイベント情報の発信 | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>市立図書館を中心とした読書活動に関する各種行事の情報提供に努めるほか、ＹＡ世代に向けた広報誌を定期的に発行します。 | | |
| | 【事業内容】<br>市立小中学校や書店への図書館イベントチラシの送付<br>ＹＡ世代向け広報誌の発行 | | |

## ４　読書活動の推進のための新たな視点

| | | | |
|---|---|---|---|
| 33 | 市内書店との連携　（新規事業） | 所管課 | 図書館 |
| | 【事業目標】<br>こどもたちに読書の楽しみを提供する市内の中・小規模書店を支援するため、図書館と連携したイベントの開催等を検討します。 | | |
| | 【事業内容】<br>市内の中・小規模書店の事業支援 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 34 | 「りんごの棚」の整備・拡充<br>（新規事業） | 所管課 | 図書館<br>【読書ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ】 |
| | 【事業目標】<br>特性に応じた読書機会を提供するため、「りんごの棚」の充実に努め、大活字本、点字図書、ＬＬブック、布の絵本、さわる絵本などの配置の拡充に努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>「りんごの棚」の蔵書構成の拡充<br>ＤＡＩＳＹ図書の貸出機会の充実 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 35 | 図書の配本サービスの拡充<br>（新規事業） | 所管課 | 図書館<br>【読書ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ】 |
| | 【事業目標】<br>来館することが困難な方々に、あらかじめご登録いただくことにより、図書の配本サービスを実施するとともに制度の周知に努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>配本サービスの制度周知を図り、当該サービスの利用拡充 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 36 | 有料データベースの導入<br>（新規事業） | 所管課 | 図書館<br>【読書ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ】 |
| | 【事業目標】<br>こどもたちの調べ学習を支援するため、複数の新聞社が発行する有料データベースを導入し、本館及び各分室での利用が可能となる環境の整備に努めます。 | | |
| | 【事業内容】<br>複数の新聞社が発行する有料データベース閲覧サービスの導入 | | |

# 資料編

## 資料１

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実

施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

## 資料２　小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　小金井市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　庁内検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

⑴　**小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。**

⑵　**小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。**

⑶　**子ども読書活動の施策に関すること。**

⑷　**その他必要な事項に関すること。**

（構成）

第３条　庁内検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　**生涯学習部長**

⑵　**生涯学習部図書館長**

⑶　**学校教育部指導室長**

⑷　**学校教育部庶務課長**

⑸　**学校教育部学務課長**

⑹　**生涯学習部生涯学習課長**

⑺　**生涯学習部公民館長**

⑻　**福祉保健部自立生活支援課長**

⑼　**福祉保健部健康課長**

~~⑽　子ども家庭部子ども家庭支援センター等担当課長~~

⑾　**子ども家庭部保育課長**

### ⑿　子ども家庭部児童青少年課長

（委員長及び副委員長）

第４条　庁内検討委員会に委員長を置き、前条第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は、庁内検討委員会を代表し、庁内検討委員会の運営を総括する。

３　庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第２号の委員をもって充てる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　庁内検討委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（作業部会）

第６条　庁内検討委員会の下部組織として、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会を設置する。

（事務局）

第７条　庁内検討委員会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則（平成３０年３月１３日教委要綱第５号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則（令和元年８月２６日教委要綱第15号）

この要綱は、令和元年８月２６日から施行する。

## 資料３　小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

（設置）

第１条　小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）の下部組織として、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　作業部会は、庁内検討委員会の指示に基づき、次に掲げる事項について具体的な検討を行い、検討結果を庁内検討委員会に報告するものとする。

⑴　**小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。**

⑵　**小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。**

⑶　**子ども読書活動の施策に関すること。**

⑷　**その他必要な事項に関すること。**

（構成）

第３条　作業部会は、次に掲げる職にある者から推薦される者をもって構成する。

⑴　**生涯学習部図書館長**

⑵　**学校教育部指導室長**

⑶　**学校教育部庶務課長**

⑷　**学校教育部学務課長**

⑸　**生涯学習部生涯学習課長**

⑹　**生涯学習部公民館長**

⑺　**福祉保健部自立生活支援課長**

⑻　**福祉保健部健康課長**

⑼　~~**子ども家庭部子ども家庭支援センター等担当課長**~~

⑽　**子ども家庭部保育課長**

⑾　**子ども家庭部児童青少年課長**

（部会長及び副部会長）

第４条　作業部会に部会長を置き、前条第１号に掲げる職にある者から推薦される部員をもって充てる。

２　部会長は作業部会を代表し、作業部会の運営を総括する。

３　作業部会に副部会長を置き、前条第２号に掲げる職にある者から推薦される部員をもって充てる。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　作業部会の会議は、部会長が招集する。

（事務局）

第６条　作業部会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、庁内検討委員会の委員長が定める。

付　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則（平成３０年３月１３日教委要綱第６号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

## 資料４　小金井市こども読書活動推進計画策定の経過

１　第５次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会　開催状況

| | 開催日 | 主な内容 |
|---|---|---|
| 第１回 | 令和７年４月〇〇日 | １　第４次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について<br>２　第４次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について |
| 第２回 | | |
| | | |
| | | |

２　第５次小金井市こども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会　開催状況

| | 開催日 | 主な内容 |
|---|---|---|
| 第１回 | 令和７年１２月３日 | （仮称）第５次小金井市こども読書活動推進計画の策定について |
| 第２回 | 令和８年５月２１日 | （仮称）第５次小金井市こども読書活動推進計画の策定について |
| 第３回 | 令和８年 | |
| 第４回 | | |

３　図書館協議会等への説明やパブリックコメント

| 対象 | 開催日 | 主な内容 |
|---|---|---|
| 第１８期図書館協議会 | 令和７年７月３０日 | １　第４次小金井市子ども読書活動推進計画期間の延長について<br>２　第５次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について |
| 第１９期図書館協議会 | 令和８年４月２３日 | １　（仮称）第５次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について |
| 第１９期図書館協議会 | 令和８年７月２７日 | １　（仮称）第５次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について |
| 市内中学校 | 令和８年９月２０日 | １　学校訪問による市内中学生との意見交換会 |
| 第１９期図書館協議会 | 令和８年１０月２８日 | １　（仮称）第５次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について |
| 第１９期図書館協議会 | | |
| パブリックコメント | | |
| | | |

第５次小金井市こども読書活動推進計画

発行：令和９年３月（予定）
編集：小金井市立図書館
〒１８４－０００４
小金井市本町一丁目１番３２号
ＴＥＬ：０４２－３８３－１１３８
小金井市立図書館ホームページ
https://www.library.koganei.tokyo.jp/

古紙を配合しています。

